

特別金利定期預金（自動継続）取扱要項

平成31年1月現在

1. 特別金利定期預金(自動継続)取扱要項

- (1) 対象者
この預金の対象者は個人の方（個人事業主含む）のみとなります。
- (2) 預金種類
期間1年の「スーパー定期」「スーパー定期300」の自動継続（元金継続・元利金継続）定期預金とします。
- (3) 預入金額
預入金額は、1口座30万円以上1,000万円以内とします。
- (4) 適用利率
初回満期日までは「スーパー定期」「スーパー定期300」の1年もの店頭表示金利にかかわらず、この預金お預入時の金利を適用します。
自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期」「スーパー定期300」の1年もの店頭表示金利に金融情勢等の変動を考慮し見直した上乗せ利率を適用します。

ただし、今後の金利情勢等の変動によっては上乗せ利率を適用しない場合もあります。変更後の金利につきましては、店頭・当金庫ホームページへ掲載します。

- (5) 払戻方法
満期日以降に一括して払い戻します。
- (6) 中途解約時の取扱い
満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた以下の利率により取扱います。

預入期間	中途解約時の利率
6ヶ月未満	解約時における普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%

2. 自動継続

- (1) この預金は、証書表面記載若しくは通帳記載の満期日に、前回と同一の期間に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率に金融情勢等の変動を考慮し見直した上乗せ利率を適用します。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 継続を停止した場合の利率は、普通預金利息にて計算します。

3. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。証書式の場合、不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、当店で返却します。通帳式の場合、不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書式の場合は、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。
- (2) この預金は、次の①から③の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前AからEに準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDに準ずる行為

5. 届出事項の変更、証書・通帳の再発行等

- (1) この証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書・通帳または印章を失った場合この預金の元利金の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、(1)および(2)と同様に届出てください。
- (4) (1)から(3)の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) (1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. 印鑑照合

この証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者の

当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) (1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② ①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) (1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) (1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) (1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上